

自治体等におけるごみ処理施設用地の公募事例(1)

		施設名称	施設概要	応募資格者	応募条件	応募期間 [評価期間]	地域振興策	公募締切後 応募地区の 情報公開	現在の状況
埼玉 県	上尾市 伊奈町 (応募 2 箇所)	上尾・伊奈広 域ごみ処理 施設	<ul style="list-style-type: none"> 焼却処理施設 190 t/日 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設 24 t/日 プラスチック再資源化施設 87 t/日 	<ul style="list-style-type: none"> 応募地に属する、区長のみが応募できます。 応募地が複数区にまたがる場合は、複数区の区長の共同応募とすること。 応募対象となる、事務区、区とは、平成 31 年 4 月 1 日以前に、各市町に設置されていること。また、町または字など一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 応募地が上尾市内または伊奈町内の地域にあること。 おおむね 6ha 程度の土地が確保できること。 応募地内の全ての土地所有者から、ごみ処理施設の建設及び土地の売買について同意を得ていること。または得る見込みがあること。(土地所有者が亡くなっている場合には、すべての相続人の同意を得ていること) 応募地において施設の稼働期限を設けず、継続的な運営・更新ができること。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと。また、建設用地の応募を開始した時点以降に、暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。 	R1.6.3～ R1.8.30 (約 3 ヶ月)	地域振興策については、建設地となった地域の皆様と協議を重ねた上で、実施内容等を決定してまいります。	公開	・令和 2 年 9 月候補地 決定
千葉 県	印西地区 環境整備 事業組合 (応募 6 箇所)	印西クリー ンセンター 次期中間処 理施設	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設 156 t/日程度 リサイクルセンター 15 t/日程度 	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者(個人及び法人等)または、町内会・自治会等の会長の応募 	<ul style="list-style-type: none"> 2.5ha 程度の土地が確保できること。ただし、防災調整池が必要な場合は 2.5ha 以上の面積が必要となる可能性があります。また、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、除外されます。 洪水浸水地域に指定されている土地ではないこと。(土地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外されます) 県立印旛手賀自然公園に指定されている土地ではないこと。(土地の一部が県立印旛手賀自然公園であっても、除外されます) 活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路(幅員 7m 以上を想定)の確保が困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地ではないこと。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成 25 年 2 月 7 日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと。 	H26.1.6～ H26.3.31 (約 3 ヶ月) [H26.7 最終 決定:約 4 ヶ 月]	※地域活性化へ寄与する地域振興については、建設候補地の決定後に周辺住民の皆さまと協議してまいります。	公開	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 度整備協定 締結。 令和 6 年 度稼働を目 指し、平成 30 年から 用地取得等 具体的な業 務を開始
	香取広域 市町村圏 事務組合	新廃棄物処 理施設	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ処理施設及び不燃・粗大処理施設 	地権者(個人又は法人)又は応募地の地元自治会長	<ul style="list-style-type: none"> 概ね 100,000 m²の用地面積が確保できること、又はその見込みがあること。 地権者の賛同が得られていること、又はその見込みがあること。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、また建設用地の応募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。 <p>《その他考慮いただきたい事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的規制がないか、あるいは規制解除が容易であること。 	R2.3.23～ R2.6.30 (約 3 ヶ月)	建設地域の「まちづくり」事業を支援します。	情報なし	情報なし
静岡 県	伊豆市 伊豆の国 市 (応募 4 箇所)	伊豆市・伊豆 の国市広域 一般廃棄物 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設 85 t/日 	<ul style="list-style-type: none"> 応募者は、候補地の地元区長 候補地の敷地が複数区にまたがる場合は、複数区の区長 	<p>【必須条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効敷地面積 1.2ha 程度が確保できること。 地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがあること。 応募することに対し、自治会の同意が得られていること。 <p>【好ましい条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用上の法規制が無い、または規制解除が容易なこと。 幅員 6m 以上の道路が近く、搬入路の確保ができること。 水道・電気等の引込みが容易なこと。 土地の形状・地質が整備に適していること。 収集運搬の効率に優れていること。 	H25.10.22 ～ H26.3.31 (約 5 ヶ月) [H26 年度末 最終決定:約 1 年]	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり支援事業(余熱利用や交付金) 施設建設に伴う環境整備 災害時の施設活用 	公開	・令和 4 年 10 月竣工予 定

注) [評価期間]とは、募集期間終了後の事業候補地決定までの期間を示す。

自治体等におけるごみ処理施設用地の公募事例(2)

	施設名称	施設概要	応募資格者	応募条件	応募期間 [評価期間]	地域振興策	公募締切後 応募地区の 情報公開	現在の状況
滋賀県	彦根愛知犬上広域行政組合(応募5箇所)	彦根愛知犬上地域ごみ処理施設 ・熱エネルギー回収施設(ごみ焼却施設) 154t/日 ・マテリアルリサイクル施設(リサイクルセンター) 53t/日	・地元区(自治会)長を代表者として応募 ・土地所有者の応募(土地所有者には、個人、法人を含む)	・彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の地域にあること。 ・おおむね4haから5haの土地が確保できる見込みがあること。 ・暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと。および選定委員会が発足した平成26年12月16日以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。	H27.10.15～H28.7.29(約9.5ヶ月)	新ごみ処理施設の建設を受入れいただいた地元区(自治会)に対しては、地域振興策(地域活性化交付金および環境整備事業補助金)を実施	公開	・平成29年6月に一区に絞ったが白紙撤回。 ・令和元年10月に建設候補地決定。
	高島市(応募2箇所)	高島市ごみ処理施設 ・ごみ焼却施設 52t/日	・区(自治会)長を代表者として応募 ・土地所有者の応募(土地所有者には、個人、法人を含む)	・高島市内の地域にあること。 ・概ね4～5haの用地が確保できること。 ・区(自治会)長・土地所有者のいずれの応募においても、建設応募用地の当該区(自治会)内における合意形成がなされていること。(建設応募用地が複数の区(自治会)にまたがる場合は、建設応募用地が該当するすべての区(自治会)の合意形成が必要です。) ・建設応募用地の土地所有者の同意が得られること。 ・建設応募用地は、建設候補地に決定された場合は買取りとする。なお、土地の買取価格は不動産鑑定評価額等を参考に算出する	H30.8.1～H30.10.31(約3ヶ月) [H30.12 最終決定:約2ヶ月]	総額2億円以内(地域活性化交付金および環境整備事業補助金)を実施	公開	・平成30年12月候補地決定 ・令和元年12月、令和2年3月用地取得議案否決→白紙撤回
湖北広域行政事務センター(長浜市、米原市)(応募4箇所)	湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設 ・ごみ焼却施設(熱回収施設) 143t/日 ・リサイクル施設(破碎選別施設、資源化施設) 34t/日(破碎選別21t/日、資源化13t/日) ・汚泥再生処理センター(し尿処理施設) 40kL/日 ・斎場 設置炉数:9炉	長浜市、米原市の行政区域内にあって、次のいずれかの区分に該当する方の応募とします。 ・建設応募用地の自治会(区)長による応募。 ・建設応募用地が複数の自治会(区)にまたがる場合は、建設応募用地が該当するすべての自治会(区)長による共同応募。 ・建設応募用地の土地所有者(個人、法人を含む)による応募。 ・建設応募用地が複数人の土地所有者による場合は、建設応募用地が該当するすべての土地所有者による共同応募。	長浜市、米原市の行政区域内の土地で、以下のいずれの条件にも適合していることとします。 ・概ね5.0haの用地が確保できること。 ・自治会(区)長・土地所有者のいずれの応募においても、応募しようとする用地の当該自治会(区)内における合意形成がなされていること。応募用地が複数の自治会(区)にまたがる場合は、用地が該当するすべての自治会(区)の合意形成が必要です。 ・建設応募用地の土地所有者の同意が得られること。 ・建設応募用地は、買取りとする。なお、土地の買取価格は不動産鑑定評価額等を参考に算出する。また、応募用地に建設する施設の稼働期限は設けず、継続的な施設の運営・更新ができること。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、および建設用地の応募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。	H28.9.15～H29.3.21(約6ヶ月) [H29.6 最終決定:約3ヶ月]	施設の設置自治会(区)に対して地域振興策(環境整備事業および地域活性化交付金)により地域の環境整備や活性化を支援します。環境整備事業は、施設の設置自治会(区)を対象に総額5億円を上限として実施します。また、毎年、地域活性化交付金を環境保全活動や自治会の交流事業等地域の活性化に関する事業に対して年間500万円(全施設稼働時)を上限とし、予算の範囲内で交付いたします。	非公開(応募自治会名のみ公開)	・平成29年6月候補地決定 ・令和2年6月事業方式決定(BTO)	
兵庫県	中播北部行政事務組合 神河町 市川町 福崎町(応募2箇所)	神崎郡一般廃棄物処理施設 ・可燃ごみ焼却施設(熱エネルギー回収施設) 40～45t/日程度 ・不燃・粗大ごみ処理施設(リサイクルプラザ施設) 8t/日程度	・応募用地の区長による応募 ・応募用地が複数の区にまたがる場合は、応募用地が該当するすべての区長による共同応募	・平地もしくは造成により20,000㎡程度の用地が確保できること。 ・応募しようとする用地の当該区内における合意形成がなされていること。 ・応募用地の土地所有者の同意が得られること。またはその見込みがあること。 ・応募用地の隣接地の同意が得られること。またはその見込みがあること。 ・進入路の拡幅・新設等が想定される場合は、これに係る土地所有者の同意が得られること。またはその見込みがあること。 ・応募用地が建設用地に決定した場合、当該土地は買取りとする。 ・施設の稼働期間30年間を承諾いただくこと。また、状況により稼働延長の協議を行っていただけること。 ・幹線道路が近く、搬入路の確保が容易なこと。 ・法的規制がないか、あるいは規制解除が容易であること。 ・貴重な動植物の生息する地域、貴重な植生群落のある地域でないこと。	H30.5.1～H30.9.30(約5ヶ月) [R元年度末最終決定:約1.5カ年]	施設の建設を受け入れていただいた地元区には2億円を限度に地域振興交付金を交付	非公開	・令和元年5月最終候補地と決定したが、周辺の地権者の反対が根強く建設を断念。 ・新たな候補地を選定して交渉協議中。

注) [評価期間]とは、募集期間終了後の事業候補地決定までの期間を示す。

自治体等におけるごみ処理施設用地の公募事例(3)

		施設名称	施設概要	応募資格者	応募条件	応募期間 [評価期間]	地域振興策	公募締切後 応募地区の 情報公開	現在の状況
熊本県	山鹿市 (応募2箇所)	廃棄物処理 (ごみ焼却)施設	※募集資料には未記載	応募は、必ず候補地の地元区長さんを代表者としてお願いします。なお、候補地が複数の地区にまたがる場合には、複数の区長さんの連名による応募となります。	<ul style="list-style-type: none"> 概ね1万㎡(3千坪)～2万㎡(6千坪)の用地面積が確保できること。 地元区の同意があること。 候補地が私有地(公共用地を除く)の場合、地権者全員の賛同が得られていること、又はその見込みがあること。 	H24.6.1～ H24.12.21 (約6.5ヶ月) [H25.5最終決定:約5ヶ月]	施設を建設する地区に対しては、法律で求められている「周辺地域への配慮(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4)」を基調に、協議のうえ地域振興を図ります	公開	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月総合評価、6月定例市議会にて候補地決定 平成31年3月新施設竣工
大分県	日田市 (応募1箇所)	日田市新清掃センター (ごみ処理施設)	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設 60t/日 リサイクルセンター 7t/日 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず応募用地が所在する自治会の自治会長を代表者として応募してください。 ただし、応募用地が複数の自治会にまたがる場合若しくは、隣接する場合は、複数の自治会長の連名による応募とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 応募用地が日田市内に所在し、市の中心部から概ね10km以内に立地していること。 造成等によって、2ha以上の平地面積が確保できること。 原則、応募用地に防災、その他法的な規制がかけられていないこと。 ごみ処理施設建設について地元自治会(住民)の同意があること。 ごみ処理施設建設及び土地の売買について、地権者全員の同意、または同意の見込みがあること。なお、応募用地が幹線道路に面しておらず進入路が必要となる場合は、その土地の地権者の同意も必要です。 建設応募地の一部または全部が公有地である場合は事前に市の担当課にご相談ください。当該公有地での応募の可否について確認します。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと。 	R1.10.1～ R2.3.31 (約6ヶ月)	新ごみ処理施設の建設を受け入れていただいた自治会には、地域振興策として1億円(複数の自治会で申し込みをする場合についても1億円)を限度に「清掃センター立地地域振興交付金」を交付	公開	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年11月に候補地決定
沖縄県	南部広域行政組合	ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ処理施設 279t/日 不燃・粗大ごみ処理施設 12t/日 	糸満市、豊見城市、八重瀬町、与那原町、西原町内各自治会(区) ※応募候補地が他自治会(区)にまたがる場合は、当該自治会(区)と連名で応募して下さい。 ※個人又は法人等による応募は受けません。	<ul style="list-style-type: none"> 概ね35,800㎡(約10,830坪)程度の用地が確保できること。 自治会(区)内住民の合意形成が図られていること。 ※応募候補地が他自治会(区)にまたがる場合は、当該自治会(区)内住民の合意も得られていること。 ※応募にあたり当該市町の同意は必要としませんが、応募候補地が当該市町の土地利用計画等に支障を及ぼす恐れがある場合は、応募候補地を候補地選定から除外する場合があります。 	H30.11.1～ H31.1.31 (約3ヶ月) [H31.2総合評価実施:約1ヶ月]	新たなごみ処理施設建設に係る具体的な地域振興策については、建設地決定後に当該自治会(区)や構成市町との協議により決定します。	情報なし	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月に候補地決定

注) [評価期間]とは、募集期間終了後の事業候補地決定までの期間を示す。

公募条件（案）について

自治体等におけるごみ処理施設用地の公募条件（1）

条件設定 ○：あり —：なし

施設名称 (自治体名)	施設概要	条件										
		土地所在	面積	合意形成	土地所有者の 同意	ユーティリティ	道路条件	法的規制等	土地使用 期限	地域振興策	暴力団排除	その他
上尾・伊奈広域 ごみ処理施設 (埼玉県 上尾 市、伊奈町)	・焼却処理施設 190 t/日 ・不燃・粗大ごみ処理施設 24 t/日 ・プラスチック再資源化施設 87 t/日	○ 市内・町内の 地域にある	○ 6ha 程度	—	○ 全ての土地所有 者の同意（見込 みも可）	—	—	—	○ 施設の稼 働期限を 設けない	○ 内容は今後の協議で 決定	○	
印西クリーンセ ンター次期中間 処理施設（千葉 県 印西地区環 境整備事業組 合）	・ごみ焼却施設 156 t/日程度 ・リサイクルセンター 15 t/日程度	—	○ 2.5ha 程度 の土地が確 保できる	—	○ 所有権以外の各 種権利の解除が 困難でない	—	○ アクセス道路 (幅員 7m 以上) 確保が困難でな い	○ 洪水浸水地域に 指定されていな い	—	○ 内容は今後の協議で 決定	○	敷地境界の確定が困難でないこと。 活断層を含む土地でないこと。 大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地 でないこと。 県立自然公園に指定されていないこと。
新廃棄物処理施 設（千葉県 香 取広域市町村圏 事務組合）	・可燃ごみ処理施設及び不 燃・粗大処理施設 ・最終処分場 ・その他（付属施設・次期建 設地）	○ 組合構成市 町	○ 100,000 m ² 程度（見込み も可）	—	○ 地権者の賛同 (見込みも可)	—	—	○ 法的規制がな い、または規制 解除が容易	—	○ 建設地域の「まちづ くり」事業を支援	○	
伊豆市・伊豆の 国市広域一般廃 棄物処理施設 (静岡県 伊豆 市、伊豆の国 市)	・ごみ焼却施設 85 t/日	—	○ 有効敷地面 積 1.2ha 程 度（必須）	○ 自治会 の同意（必 須）	○ 地権者全員の賛 同、見込み可（必 須）	○ 水道・電気等 の引き込みが 容易	○ 幅員 6m 以上 の道路が近く、搬 入路の確保がで きる	○ 法的規制がな い、または規制 解除が容易	—	○ ・地域づくり支援事 業（余熱利用や交付 金） ・施設建設に伴う環 境整備・災害時の施 設活用	—	土地の形状・地質が整備に適しているこ と。 収集運搬の効率に優れていること。
彦根愛知犬上地 域ごみ処理施設 (滋賀県 彦根 愛知犬上行政組 合)	・熱エネルギー回収施設 (ごみ焼却施設) 154t/日 ・マテリアルリサイクル施設 (リサイクルセンター) 53t/日	○ 組合構成市 町内にある	○ 概ね 4~5ha	—	○※ 地元区(自治会) 長の応募の場合 は、土地所有者 の同意が必要。 (見込みも可)	—	—	—	—	○ 地域振興策（地域活 性化交付金および環 境整備事業補助金） を実施	○	※土地所有者が応募する場合は、地元区 (自治会)の同意が必要。
高島市ごみ処理 施設（滋賀県 高島市）	・ごみ焼却施設 52t/日	○ 市内にある	○ 概ね 4~5ha	○	○	—	—	—	○ 行政によ る土地の 買取り	○※ 総額 2 億円以内（地 域活性化交付金:1 億 円、環境整備事業交 付金:1 億円）	—	※建設候補地が複数の区（自治会）にま たがる場合は、当該複数区（自治会） において配分割合を決定し、事業を実 施する。
湖北広域行政事 務センター新施 設（滋賀県 湖 北広域行政事務 センター）	・ごみ焼却施設（熱回収施設） 143t/日 ・リサイクル施設（破碎選別 施設、資源化施設）34t/日 (破碎選別 21t/日、資源 化 13t/日) ・汚泥再生処理センター（し 尿処理施設）40kL/日 ・斎場 設置炉数：9 炉	○ 組合構成市 町内にある	○ 概ね 5ha	○ 区内・自 治会にお ける合意 形成	○	—	—	○	○ 稼働期限を 設けない 行政による 土地の買取 り	○※	○	※設置自治会（区）を対象に総額 5 億円 を上限として実施。また、毎年、地域活 性化交付金を環境保全活動や自治会の交 流事業等地域の活性化に関する事業に 対して年間 500 万円（全施設稼働時） を上限とし、予算の範囲内で交付。

自治体等におけるごみ処理施設用地の公募条件（2）

施設名称 (自治体名)	施設概要	条件										条件設定 ○：あり ー：なし
		土地所在	面積	合意形成	土地所有者の同意	ユーティリティ	道路条件	法的規制等	土地使用期限	地域振興策	暴力団排除	その他
神崎郡一般廃棄物処理施設（兵庫県 中播北部行政事務組合）	・可燃ごみ焼却施設（熱エネルギー回収施設） 40～45t/日程度 ・不燃・粗大ごみ処理施設（リサイクルプラザ施設） 8t/日程度	ー	○ 平地もしくは造成により20,000㎡程度の面積を確保可能	○ 当該区内における合意形成がなされている	○ 土地所有者の同意・応募用地の隣接地の同意が得られる（見込みも可）	ー	○※ 幹線道路が近く、搬入路の確保が容易である	○ 法的規制がない、または規制解除が容易	○ 稼働期間30年間の承諾。状況により稼働延長協議を行う。	○ 2億円を限度に地域振興交付金を交付	ー	貴重な動植物の生息する地域、貴重な植生群落のある地域でないこと。 ※進入路の拡幅・新設等が想定される場合は、これに係る土地所有者の同意が得られること。またはその見込みがあること。
廃棄物処理施設（熊本県 山鹿市）	※募集資料には未記載	ー	○ 概ね1万㎡（3千坪）～2万㎡（6千坪）	○ 地元区の同意	○ 私有地（公共用地を除く）の場合、地権者全員の賛同（見込みも可）	ー	ー	ー	ー	○ 内容は今後の協議で決定	ー	
日田市新清掃センター（ごみ処理施設）（大分県 日田市）	・ごみ焼却施設 60 t/日 ・リサイクルセンター 7t/日	○ 市内に所在し、市の中心部から概ね10km以内	○ 造成等によって、2ha以上の平地面積が確保できる	○ 地元自治会（住民）の同意	○ 地権者全員の同意（見込みも可）	ー	○ 応募用地が幹線道路に面しておらず進入路が必要となる場合は、その土地の地権者の同意も必要	○ 防災、その他法的な規制がかけられていない	ー	○ 1億円（複数の自治会で申し込みをする場合についても1億円）を限度に「清掃センター立地地域振興交付金」を交付	○	
ごみ処理施設（沖縄県 南部広域行政組合）	・可燃ごみ処理施設 279 t/日 ・不燃・粗大ごみ処理施設 12 t/日	○ 組合構成市町のうち、最終処分場を建設中の南城市除外	○ 概ね35,800㎡程度の用地が確保できる	○※	○	ー	ー	ー	ー	○ 内容は今後の協議で決定	ー	※応募候補地が他自治会（区）にまたがる場合は、当該自治会（区）内住民の合意も得られていること。
本資料掲載事例における条件採用数		7/11	11/11	7/11	11/11	1/11	4/11	6/11	4/11	11/11	6/11	

■栗東市ごみ処理施設における公募条件（案）

	土地所在	面積	合意形成	土地所有者の同意	ユーティリティ	道路条件	法的規制等	土地使用期限	地域振興策	暴力団排除	その他
栗東市における公募条件（案）	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	○	○	
設定理由 または 設定しない理由	自区域内処理の原則から、前提条件として栗東市内を明記するため。	施設整備において最も重要な条件であるため。	公募後切後の手戻りを防ぎ、整備期限を遵守するため。	公募後切後の手戻りを防ぎ、整備期限を遵守するため。	採用事例が少なく（1件）、施設稼働の限定要因にはなり得ないと判断した。	定量的な条件（必要な道路整備規模等）は、応募の難易度をあげると予想されるため。	市民には判断が難しい項目であると考えられるため。公募後の適合評価・比較評価において詳細な検討を行う。	応募の難易度をあげると予想されるため。	土地公募における必須項目であるため。地域振興策の詳細については、次回委員会で提示。	安定して操業する場所を確保するため。	

候補地選定基準 事例（湖北広域行政事務センター）

No.	評価視点	評価項目	評価指標	配点	
1-1	安心・安全 の確保	地形・地質	地形（土砂災害）	3点	
1-2			地質（軟弱地盤）	3点	
1-3			活断層	3点	
1-4		施設の建設及び 建替えへの制約	斎場利用者への配慮	支障物の存在	3点
1-5				施設配置	3点
1-6				斎場までの移動時間	3点
1-7		土地利用規制		河川法	3点
1-8				農業振興地域の整備に関する法律	3点
2-1	環境保全 への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	3点	
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	3点	
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	3点	
2-4		環境関連法規制		都市計画	3点
2-5				景観	3点
2-6				自然環境	3点
2-7				埋蔵文化財	発掘調査
3-1	事業の 経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	3点	
3-2		用地取得	用地取得費	3点	
3-3			敷地面積	3点	
3-4		敷地造成費	敷地造成費	3点	
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計	3点	
4-1	用地取得の 実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	3点	
4-2			地域の合意状況	3点	
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	3点	
4-4		周辺地域の状況		隣接自治会との距離	3点
4-5				搬入道路が通過する 周辺自治会の有無	3点
計	4視点	16項目	25指標	75点	
80点に換算（補正係数：80/75）				80点	